

ワクチン配布・接種の基本的な考え方

- 1 接種を希望する県民が安心して安全に、落ち着いた環境の中で滞りなく接種を受けられることを目指す。
- 2 市町村規模の差が大きい本県の特徴を踏まえた上で、地域間で接種の進行を競い合うことなく、かつ、大きな遅れが固定化する地域が生じないように留意しつつ進める。
- 3 ワクチンの配布にあたっては、配送の利便性、安全性を考慮し、当面は1箱を最小単位とした配布を原則とする。
- 4 県、市町村、医療機関等の役割分担や接種の優先順位の原則を踏まえつつ、配布されたワクチンに無駄を生じさせないように、柔軟かつ臨機応変な対応に心がける。

その結果、

- 高齢者施設入居者用のワクチンを当該施設従事者へ接種すること
- 小規模町村において、高齢者用ワクチンの余剰分を用いて高齢者以外への接種を進めること

等の例外的なケースが発生しても差し支えないものとする。

